

答 申 書  
(答申第10号)  
平成17年12月13日

---

1 審査会の結論

〇〇市〇〇A所有地における伐木等の不適正処理事案について、その原状回復終了に係る平成〇年〇月〇日付け報告書に記載されている届出人に関する部分を非開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、〇〇市〇〇A所有地において産業廃棄物等(伐木等含む)の不適正処理事案に係る原状回復終了に関する書類一式である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、平成〇年〇月〇日付け「不適正事案の原状回復終了について」と題する報告書(以下「報告書」という。)を当該公文書と特定した。

報告書には、平成〇年〇月〇日に〇〇支庁で認知した〇〇市〇〇A所有地における伐木等の不法投棄事案について、当該廃棄物の撤去作業が同年〇月〇日に終了し、原状回復がなされた旨、A〇〇の依頼を受けて撤去作業を進めていた者が同年〇月〇日に〇〇支庁に届け出たとして、別紙に「受理年月日」、「届出人」、「改善作業施工者」、「撤去廃棄物量及び処分場所」、「撤去作業の経過」、「届出人について」、「現状確認について」が記録されており、届出人が持参提出した「産業廃棄物管理票」、「産業廃棄物受入伝票①」、「産業廃棄物処理領収証③」、「現場写真」が添付されている。

そのうち個人の氏名、住所、役職名、印影、肖像その他の記述を北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)に該当するとして、また、産業廃棄物の処理料金額を同条同項第2号に規定する非開示情報に該当するとして、一部開示決定処分を行った。

異議申立人は、この処分に対し、平成17年7月29日付けでその取消しを求めていたが、同年10月19日付けで、実施機関に対し異議申し立てを一部取り下げの旨の書面を提出した。

これを受けて、実施機関は、当審査会に対して、同日付けで、諮問の一部を取り下げる旨の書面を提出した。

当審査会は、異議申立人が異議申立ての一部取り下げ後も本件非開示部分のうち「届出人」に関する記述部分(以下「対象部分」という。)の開示を求めていることから、本件非開示部分のうち対象部分を非開示としたこと(以下「本件処分」という。)の妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が本件処分において1号情報に該当するとして非開示としたのは、報告書別紙の届出人の住所、役職名及び氏名であり、実施機関は、これらを開示することにより、届出人である個人が特定されることから、これらが明らかになると、特定の個人が識別され、このことは通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当する旨主張する。

また、当審査会における本件一部開示決定処分に係る理由説明において、対象部分を開示しなければならない公益上の必要がないことから、条例第11条に規定する情報にも該当しないと主張する。

ウ 当審査会が報告書を見分したところ、その記述内容から本件届出人は、土地所有者であるA〇〇の依頼を受けて、不法投棄された廃棄物の撤去作業を進めていた者であり、本件処分において非開示とした本件届出人に関する情報は、当該報告書に記載されている職業に関する肩書きや事業に関係していた旨の記述内容から判断すると、条例第10条第1項第2号に規定する「事業を営む個人に関する情報」（以下「法人情報」という。）であると認められる。

このようなことから、実施機関に対して、法人情報として開示・非開示の判断をすべきであり、どのような理由により1号に規定する「個人に関する情報」（以下「個人情報」という。）としたのかについて説明を求めたところ、実施機関は、本件届出人はA〇〇の依頼により廃棄物の処分等に関するアドバイスを行っていた者で、廃棄物の撤去作業を行った者ではなく、A〇〇の依頼により使者として届け出を行った者に過ぎないという解釈であり、個人情報として非開示の判断をしたと説明する。

エ また、実施機関は、個人情報と判断して非開示とした理由として、①産業廃棄物処理法に基づく処理上、本件報告書に係る廃棄物処理に関して、法的には届出人の関与が認められない。②A〇〇と過去に接点があり、知人として個人的な立場で届け出たことを否定できない。③個人情報の可能性がある以上、法人情報とは明確に判断できない。と述べ、その他に当該情報を個人情報とした特別な理由、または合理的な理由を示していない。

オ しかしながら、当該報告書は不法投棄された廃棄物の処理が適正に終了したとする内容であることから、仮に実施機関の説明が正当なものであれば、報告書別紙においてその旨を正確に記載すれば足りるものであり、また、当該報告書に記載されている内容は、作成時点における実施機関の認識に基づいてその内容が確定され、作成されたと考えるのが妥当である。

当審査会としては、実施機関の説明は、当該報告書から通常受ける理解とはおよそかけ離れていると言わざるを得ないと判断するものであり、信頼性に欠けるものとして採用することができない。

カ なお、実施機関は本件届出人に関する情報について、法人情報該当性を主張していないため、当審査会として主張変更の有無について確認したが、実施機関は法人情報としての非開示情報該当性については主張しなかった。

キ よって、当審査会は、本件処分において非開示とした本件届出人に関する情報は、実施機関が主張する個人情報ではなく、法人情報であると判断するものであり、当該情報を1号情報（個人情報）に該当するとして非開示とした実施機関の処分は妥当でないと判断する。

#### (4) 条例第11条の該当性について

実施機関は、条例第11条にも該当しないことから非開示妥当と説明するが、上記のとおり本件一部開示決定処分は妥当ではなく開示すべきであるから、この点については判断するまでもない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成17年 8 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号7）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③異議申立補正書の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出</li> </ul>
平成17年 8 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規諮問事案の報告</li> <li>○ 本件諮問事案の審議を第三部会に付託</li> </ul>
平成17年 9 月 16 日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li> <li>○ 異議申立人の意見陳述</li> <li>○ 異議申立人から意見書（平成17年 9 月 8 日付け）の提出</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成17年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問の一部取下書、②異議申立一部取下書の写し）の提出</li> </ul>
平成17年10月21日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から資料（審査会質問事項に対する回答）の提出</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成17年11月11日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を再度聴取</li> <li>○ 異議申立人から意見書（平成17年10月27日付け）の提出</li> <li>○ 異議申立人から訂正書（平成17年10月31日付け）の提出</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成17年11月24日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議</li> </ul>
平成17年12月 9 日 （第 6 回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案審議</li> </ul>
平成17年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申</li> </ul>